

稲沢市粗大ごみ証紙の発行に係る手順

稲沢市内の家庭系粗大ごみの排出に当たって必要となる粗大ごみシール(粗大ごみ証紙、以下「証紙」とします)の店頭での販売にあたっての手続きは、以下のとおりです。

1 粗大ごみ有料戸別収集の申込みが済んでいることを確認

粗大ごみの回収には、1点につき1枚1,000円の証紙の貼付が必要です。指定ごみ袋に入れて口がしばれないもの、または1点で5kgを超えるものが粗大ごみの対象です。一部に、以下の様な1点1,000円でない場合もありますので、先に申込みを案内してください。

●**有料戸別収集の申込み** **0587-36-5374** ^{ゴミナシ} (平日・午前8時30分～午後5時)

<1点=1枚・1,000円でない主なもの>

- ・長い棒状のものは(長さ1.8m以下)5本まで束ねて1セットとして1点1,000円です。
- ・**テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機は、環境センターで受入れできません。**資源とごみの分別辞典で確認されるか、電話で資源対策課へお尋ねください。
- ・農薬(のに入った缶)、タイヤ、コンクリートブロック等、環境センターで処理できないものがあります。お電話で処理先をお知らせする等、個別に相談に応じる品目となります。

2 証紙を販売する

証紙を必要枚数(1回の収集は5点まで)お渡しください。

販売価格は1枚1,000円です。証紙の有効期限はありません。使用しない場合も払い戻しはしないため、次回以降に使用をお願いします。

販売所としてレシートを発行してください。

3 追加の証紙を購入する

販売店への引渡しは、10枚単位とさせていただきます。証紙交付申請書に予め記入いただきお持ちいただくか、店舗等代表者が代表者印をお持ちいただき、環境センターへお越しください。

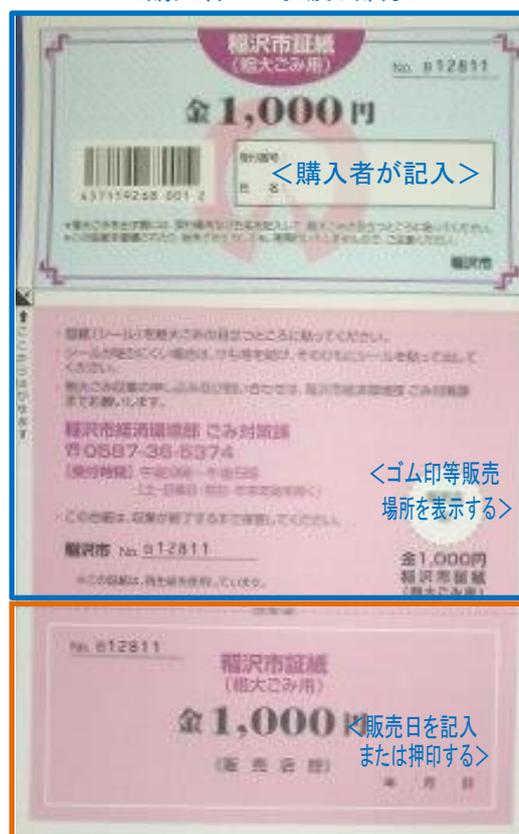
(店舗や法人の代表者以外の方でお越しいただく際は、予め証紙交付申請書に記入いただきお越しいただくことが原則となります。)

※証紙交付申請書の記入例は別紙を参照

※証紙10枚=8,900円(販売手数料は11%)

※正午～午後1時にお越しいただく場合は、事前にお電話でお知らせください。

<購入者へのお渡し部分>



<販売店控>

<問合先 資源対策課 0587-36-0135 kankyo@city.inazawa.aichi.jp >

<粗大ごみの証紙交付申請書の記入方法>

様式第9 (第9条関係)

証紙交付申請書

環境センターへお越しになられる日 令和3 年 1 2 月 1 日

稲沢市長殿

申請者 住所 稲沢市中野川端町74番地

フリガナ イナザワ 稲沢リサイクル株式会社

個人事業者は店舗名+記名に押印(認印)、法人事業者は記名またはゴム印+法人登録印(店舗代表者での申請の場合、店舗名+店舗代表者個人の記名押印で結構です。)

氏名 代表取締役 稲沢 一郎

電話番号 (0587) 36 - 0135

さばき人指定番号 000

店舗毎の売りさばき人指定番号

稲沢市証紙条例施行規則第9条の規定に

証紙額面	数量	証紙金額 ①
1,000	10 枚	10,000 円

証紙額面は千円、数量は10枚単位の購入枚数、証紙金額は枚数×千円を記入

証紙金額 ①	10,000 円
取扱手数料 ② (②=①×0.11)	1,100 円
納入金額 (①-②)	8,900 円

納入金額 20枚-17,800円 30-26,700円 40-35,600円 50-44,500円

受領確認

証紙お渡し後に記入いただきま 年 月 日

稲沢市長殿

証紙額面	証紙番号	数量
1,000	~	枚

証紙お渡しの際、市で記入します。

上記の金額を受領しました。

受領者 氏名 稲沢市中野川端町74番地 稲沢リサイクル株式会社 代表取締役 稲沢 一郎 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請者欄と同じ記名(ゴム印)押印

<問合せ先 資源対策課 0587-36-0135 kankyo@city.inazawa.aichi.jp >